

参議院商工委員会會議録 第三十七号

昭和三十九年六月二十三日(火曜日)

午前十一時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君
理事 赤間 文三君
上原 正吉君
近藤 信一君

委員

大谷藤之助君
岸田 幸雄君
剣木 亨弘君
豊田 雅孝君
吉武 恵市君
大矢 正君
藤田 進君
鈴木 一弘君
向井 長年君

国務大臣
通商産業大臣 福田 一君

政府委員
通商産業
政務次官 竹下 登君
通商産業大
臣官房長 川出 千速君
通商産業省公
益事業局長 宮本 惇君
事務局側
常任委員
会専門員 小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件
○連合審査会に関する件
○電気事業法案(内閣提出、衆議院送付)
○産業貿易及び経済計画等に関する調

査
(総合エネルギー政策に関する決議案に関する件)

○委員長(前田久吉君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日は、工業整備特別地域整備促進法案について、地方行政委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れること、の決議を行なった後、電気事業法案について質疑を行なうことになりました。これから、御承知を願います。

○委員長(前田久吉君) まず、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

工業整備特別地域整備促進法案について、地方行政委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会に關しては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、電気事業法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 新潟の地震災害に行っておりましたものですから、様子がよくわかりませんので、多少重複するところがあるかと思いますが、最初に大臣にお伺いしたいのですが、火災現場にまいるとして、東北電力の新潟の火力発電所も行ってまいりました。あそこ

の建物を見ますというところ、十三メートルの下まで掘った岩盤まで達している基礎を持っておりまして、レベル等もほとんど影響がない。ただ、送排水溝がこわれたということ、多少現状のところ、直ちに再開ということとは困難であるという状態だったわけですね。

ところが、周辺のところを見てみますと、新潟火力が持っている重油タンクもすでに溶接部分がはがれてかなり重油が噴出しており、遠くから見ると黒焦げになったような印象さえ受けるわけでありまして、すぐそばに昭和石油のタンクが燃えている。所長の話によれば、こちらのタンクのほうはいくんど

ではないか、こういう心配を非常にされておるわけですね。そこで、あそこで考

えられましたことは、建物自体についてあれだけの基礎をかなりの金をかけてやったわけでありまして、タンクについていっても少しの配慮をはらったものであつたらあつたんじゃないか、こ

りますが、それを伺わしていただきたいこと、いま一つは、これから先、原子力発電ということも起こつてまい

りますし、今回の災害よりもさらにこわい災害ということになりかねないわけでありまして、あのような事件があれ

ば、その点についての規制というものをどういうような方向に持っていこうとなさっているか、この二つの点について最初に伺いたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 新潟火力の問題につきましてはお説のとおりでございまして、実はタンクのほうがいさ

か損傷を受けたのと、送水管が損壊をした。そこで昭和側で重油を供給して

おりますので、この重油の供給ができませんので、今度はそこでこれは船で持ってきてやるようなことにしてお

います。それから、今度の昭石の事故につきまして、事態を明らかにする

ために今明日中に現地へ技術調査団を出して、その結果を明らかにし、その結果を待つて対策等を考えよう

と思つておるのではありませんが、同時にまた、いままですでに敷設されてお

る工場のたぐいがある、それがはたして災害が起きたときに十分やれるかどうか

という問題が、対策が立ち得るかというところがあるもので、これに対して

も調査をして、各工場ごとにしるべき保安対策を措置するように行政指導をいたしたい、かように考えまして、いませつかくその調査を行なわせてお

る段階でございます。

○委員長(前田久吉君) ちょっと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記始めて下さい。

○鈴木一弘君 大臣が、中途で答弁が終つてしまつたわけでありまして、原子力発電のほうはどうとう答弁がもらえなかつたわけですね。政務次官に伺つておきたいんですが、簡単な問題から始めたいと思いますが、電気料金供給規程の認可基準そのほかを法定しております。そして細目のことは政令

にゆだねられておりますが、その基準について、料金については「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と、こういうよう

にはつきりとしてるされてるわけですね。そうなりますと、適正な原価というところ、あるいは適正な利潤というところが大きな問題になってくるわけ

を供給するということは、一に電気事業法案にとつても大きな目的であらうと思ふわけでありますが、料金の問題についてどういふような方向に向かうかどうか、その見通しについてまずひとつ伺いたいのですがね。

○政府委員(竹下登君) ただいま大臣がまいりました、いまの点だけそれではお答えいたします。

電気料金の問題は、先生御指摘のとおりのものでありまして、ただ値下げの問題は可能性としては私もあり得るというふうに考えております。ただし、いわゆる重油の値下がりだけによつて直ちにこれが考えられるということとは断定できないと思ひます。その他送電、配電費等々もろもろの要素がございますので、それだけでは直ちにそれが結論的な要素にはならないというふうに考えておるわけでありまして。

○鈴木一弘君 料金の問題は、適正な原価ということにまた適正な利潤というところでかなり変わつてまいりますから、その点重々いまのような理由もわかりますけれども、値下げの方向はあり得るということとで了解しておきます。

先ほど大臣の答弁の中に原子力の問題についてはなかつたわけでありまして、今度の新潟のあれをみますと、と、火力発電でも所長の言明によれば、隣に昭石のタンクができることにも、距離等については全然どこにガソリンタンクを設けるという相談もなかつた。ほんとうに実際煙をかぶつていつ燃え移るかという心配のときを考えると、あのときもつと相談してほしかったというのを切実な声として現場では訴えているわけでありまして。

の点が一つと、それでもう少し緑地帯というものを大きく広げる必要があるのじゃないか。

いま一つはあそこで消防の通路を見てもみまうと、東北火力に入つてくる通路が一本しかない。それも昭和石油に入つていくのと同じ通路であります。あとはみんな水の中に埋まつております。水の中に入つて管も通せない状況であります。ですから、これに対して

も電気ということになれば、何といひましてもすべての市民に対しての不安を電灯がつかないということだけで巻き起こすわけでありまして、そういうもの、そのほかのことを考えると、一方通行でなくて三本も四本もいれようその工場の中に、発電所の中に入つて行けるような、水にもつかないような程度のもの、高さというものを考へておく必要があるのじゃないか。特に臨海地帯においてそうでありまして、その点についてのお考えを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) まず原子力発電所の問題であります、さしあたりいま具体化しておりますのは、福井県敦賀に厚子力発電所の第一号炉をつくらう、それから関西電力がその反対側にまた一基つくらうという計画であります。これは災害の問題を非常に考慮しておりますから、付近に人家等はほとんどございせん。またそういう場合も十分考慮しながら施設もいたしてまいりたい、かように考えておりますが、今後原子力発電所はこれのみにとどまらず将来もふえるわけでありまして、そういう場合には御指摘のような点を十分注意をいたしまして、その施設を造築するようにいたしたいと思ひます。

います。なお、ただいま御指摘のございましたたいわゆる火力発電所の既設のものがあつて、その隣りにたとえば石油コンビナートをつくるのか、あるいは石油精製工場をつくる、あるいは石油精製工場がある隣に火力発電所をつくるのか、こういうような場合等々において、相互の関連性を考えながら建築物の造築をしていく、災害時のことを考へながらやるということ、これはもう当然今後はやりたいと考えておるところであります。同時にまた道路その他につきましても、単に一本だけでいいか、あるいはまた数本用意しておく必要があるかというように、その地形あるいは地勢といふことも、そういうことを考へ、あるいは災害の起こり得る、予測される災害を考慮してできるだけの配慮を払つてまいりたいと考えております。

○鈴木一弘君 その程度でそれはとめておきたいと思ひますが、大臣に次に伺いたいのは、電力の再々編成の問題です。昭和三十三年に東北電力と北陸電力が値上げをするときに、河野総企庁長官が電力の再々編成ということをおっしゃられたわけですが、これが広域運営というところで切り抜けてきたわけですが、三十六年また東北電力の値上げによつて、同じような電力再々編成という問題が言われてきたわけでありまして、同じようにすべて電源開発まで調整するということとで切り抜けてきたようなことであると思ひます。今後電力を再々編成していく、そして企業体制といふものをそれに適応したものと考えていく、こういうような考え方が出てくると思ひます。

ありますけれども、政府として、あるいは通産省としては電力の再々編成といふ大きな問題、基本問題でありますけれども、電気事業の基本問題についてはどういうふうなお考えか、この点を伺つておきたい。

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。御案内のようにこれは九電力と電源開発と十のいわゆる会社で電力が運営をされておること、これは相なつておるのであります、電気といふのは御承知のように二つの特質があります。それは発電をした場合に貯蔵することができないということ、発電をすると同時に、遠隔の地にこのエネルギーを送達することができるといふこと、二つであります。この特徴を考へながら電力問題といふものは処理をいたさなければならぬのでござい

ますが、現在のところ十の電力会社がございまして、そうして発電並びに配電等をやつております。いわゆる再編成がございまして、今日まで相当の発電量を確保して、いわゆる需用には応ずることができて、まあ順次合理化も進んでまいりまして、比較的人数をふやさないで仕事をやっていくというふうな合理化をなかなか電力会社ががつとめてやつてくれていると思ひます。いわゆる自分の会社だからひとつ何とかせねばいけないという企業努力というものがかなり私は一面において行なわれたと思ひます。ありまして、九分割をいたしましたときの趣旨が、いわゆる企業努力をもととして、そうして消費者に対するサービス、その他あらゆる面における合理化、並びに企業を助でやる場合の結果といふものを補うようにという趣旨がある程度私は実

現しておると思ひます。しかし、一方において電力の特性でありますところのいわゆる貯蔵ができない、送電ができるという場合において、全国的規模において発電をさせ、あるいはまた全国的規模において発電所の建設を考へていく、相互にむだがないようにする、いわゆるむだを排除する、こういう意味において、私はいわゆる九分割をするというときに反対しておつたのはそういう意味でございまして、それがはたして十分に行なわれておるかどうかということに、私は問題があるかと思ひます。これは分割した場合の利益と、統合した場合の利益と、両方を勘案して考へてまいらうわけでありまして、少なくともそういう面には配慮をしなければいけないと思ひます。今度の電気事業法におきましては、いわゆる広域運営といふことでブロックごとにひとつ電力の融通あるいは発電所の建設等を考へてやる、将来はこれを全国的に運営をする、あるいはまた発電所をつくるというふうな方向に持つていく広域運営、この趣旨を徹底してまいらる法案をつくらうと同時に、消費者に對しまして努力をしてまいらる、あるいは電氣をつけてくれという場合にたいへんな手間が、たくさん手数料がかかるか、あるいはいろいろな不便な面もある、あるいは法案の面において欠けるところがある、こういう点を全部直すように今度の法案でわれわれは心がけておるのであります。将来私たちが、この広域運営によつて実効が、いわゆるわれわれが意図するところが実現される、有効適切に電力を使い得るような

方向になると思つておりますが、しかし、これでもなおこの法律を施行いたしましても、それがうまくいかないという場合においては、そのときにいかなる措置をとつたらいいかということをお考えをいたしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○鈴木一弘君 時間が十分ありませんので、あと一、二問にとどめたいと思つていますが、その次に、今度の法案の三十条で周波数なり電圧というものについて規制といたしますか、一定に維持するということがきめられてきて、サージという面のかんりの確保が出てきて、いるわけでありませうけれども、これもしできない場合においては、これは罰金をとられるということになつて、いるわけですが、それが、実際に非常に電圧変動というものが激しいピーク時の問題であるとか、あるいはそういうような周波数なり電圧が変動することを通産省としてはこれを事態としてつかんでいかねばならぬ。そうしなければ三十条に書いてあることを実行することは不可能ではないか、現実としてはそういうことを実際につかむということは非常に困難ではないか、このように考えられるわけでありませうが、そうなるか、そういうような三十条あるいはそれに伴う罰則なんというものは空文になるのではないかと、いう心配がある。ただのこれは精神規定みたいなように考へていいのか、それともこれに対して本腰を電力会社に入れさせるなら入れさせるようにする。あるいは監督官庁である通産省が本格的に取り組むならば、どういう体制をもつてこれに臨まれようとして、いるのか、そういう点についてどうい

ふうに考へていらつしやるか、お伺いしておきたいと思つております。

○国務大臣(福田一君) いわゆる良質の電気を消費者に供給するということ、は電力会社の義務でございます。その場合に電圧等の問題におきましては、電圧の計器をある程度据えつけさせるというふうな方途によりまして、何かやつて、あるのかやつていないのかわからない、あるいは条文をつくらなければならぬ、さつぱりだめだ、こういうことにならないように措置をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでありませう。

○鈴木一弘君 中小需用家に対して特にそういうような電圧が下がつたり何かするということになりますと、末端です。それから、それだけに混乱を招くわけでありませう。これについては鋭意努力をして法案のとおりに行なわれるように望みます。

いま一つですが、特に新しく引つづける場合に、受電設備の新設をやらなければならぬ。それで工事費負担額というものは中小需用家が持つわけでありませうが、これについてかなり紛争とあるわけでありませう。いままでも、法律では第二十七条でその適用をみて、いるわけでありませう、こういう紛争について調停機関というふうなものを設けて、いこうというふうな考へはございませうか。できるだけそういうように機関をつくつてあげて、中小需用家というものを守つてやつて、いたしたいと思つておるわけでありませうが、その点についてのお考へをお伺いしておきたいと思つております。

○政府委員(宮本博君) 工事負担金の紛争について調停機関をつくつたらどうかという御趣旨だと思つておりますが、われわれといたしましては、中小企業負担は法律をつくらなくても、行政指導で、そういう点についてやつて、いきた、また、過去におきまして、かなり解決をみておる点でもありませう。で、今後は大いに先生のおつしやる方

向で指導してまいりたい、こう考へておる次第であります。

○鈴木一弘君 これで終わりますが、臨時行政調査会のほうで調停機関を設けるということをお申されておると思つて、います。そういう点を考へると、これだけで十分ならば、そういうことも出なかつたと思つて、本格的にそれにかかわるべきものを考へるなり何なりして、いたしたい、このように申し上げてお願ひしたいと思つて、います。以上です。

○委員長(前田久吉君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(前田久吉君) 速記を始め

て。他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○藤田進君 電気事業法につきましては、審議の過程にも明らかにいたしましたように、非常に提出がおくれてまいりまして、ようやく戦後ここに十数年、提案されたわけでありませうが、こ

の内容を見ますと、要するに現行九電力、さらに一電源開発株式会社、これに地方公営電気事業、自家発電等々、麻のごとく千々に乱れた形そのまゝを開放経済体制の今日、さらに維持して、いこうという基本的考へ方を盛つた法案であります。私も今日この段階におきましては、国内においてその消費者に対するサービスの強化、さらに家庭においても今日の生活の必需品であると言われるこの電力については、特にその料金のアンバランスという現状をこのまゝ放置するわけにはまいりませうし、あるいは大口電力料金について

も同様非常な格差があり、ひいては事業者の内部においても、それぞれ企業の格差があるわけでありませう。今後の需用の伸びに対応する電源開発、並びに以上申し上げた諸般の格差の是正等から見て、この際抜本的に電気事業の企業形態なり、運営なり、管理についてメスを加えるときであり、この電気事業法を提出するにあつて、当然このことが加味されるべきであつたと思

うのであります。しかしながら、衆議院段階におきまして、特に運営管理についての重要な事項は法の明定のもとに電気事業審議会を置くという修正がなされてまいりまして、この点に關する限りは私ももとより賛意を表するものであります。しかしながら、自余の原案について、そのまま手直しなしに送付されてまいりましたので、私もいたしましては、このいま提案されております電気事業法案について賛成することができません。

しかし、これらを今後どのように進歩的に展開していくかということにつきましては、幸いに委員会並びに本会

議におきまして、つとに衆議院においてしかり、また本院におきましても根本的な検討を加えるという趣旨をもちまして、内閣のもとに調査会を設ける、その手段として立法措置を講ずる、ようにということが各会派間に意見の一致を今日見ましたので、この委員会の早急な発足、そのための前置条件としての立法、これを政府にすみやかに御処置をいただくことを強く希望いたしまして、この委員会において、将来電気事業並びに石油、石炭ガスその他原子力等の総合エネルギーの対策について基本的施策を講ずることといたしたいと思つておるわけであります。

なお、これらの本会議並びに委員会の調査会に關連する決議には、今日閣策上必ずしも十分でないという結果から、石炭産業の非常な問題があるわけでありまして、なかつたことに携わる労働者としては、まことに悲愴な状態でありませう。これにつきましても、あわせて本会議におきましても決議をするということに相なつておりますので、これについては、わが党とい

たしまして心から賛成をいたすつもりであります。

以上をもちまして、簡單でございませうが、電気事業法案に対する反対討論にかゝる次第であります。

○向井長年君 私は民主社会党を代表いたしまして、原案に賛成する立場で討論を行ないたいと思つて、います。

少なくともこの法案が今国会に提案されましたことは全くおそきに失したという感じをいたしておるのであります。そういう関係で、いま政府から出

されましたこの法案をいろいろ逐条審議いたしてまいりましたけれども、これがすべて万全であるという立場に立つての賛成ではないのであります。しかしながら、現在まで全く古い寄せまぜのいわゆる法のもとにやってみておりましたが、こういうことではやはり電気事業の将来の運営、あるいはまたすべての問題について非常に何と申しますか、困難な状態があるように私たちは考えております。したがって、そういう意味から、一歩前進という立場において賛成の意を表したいと思います。

しかしながら、この条項なり、あるいはその他いろいろな諸問題、特に大きくは事業形態の問題から、広域運営の今後の成果という問題もますます私は疑問視される点もあるわけでございまして、そういう点につきましては、今後この法案の修正等を適当な国会で行ないたい。なおまた、審議会等が設けられるわけでございますので、この審議会の中において十分ひとつこれに対する意見を反映して、政府に対しても猛省を促していきたい、こういう考えでおるわけであります。

なお、私は質問をしたかった点がたくさんございまして、当委員会において決議なり付されるものと思ひますが、総合エネルギー対策につきましても、実は現在までは水力あるいは火力、あるいは石炭なり重油なり、そういうような総合エネルギーという問題については全く場当たりの対策にすぎなかつたかと、こう思うわけでございまして、そういう問題も長期的に経済計画の中において開発計画を立てていか

なければならぬ、こういう立場に立つておるわけでございます。なお、今後の電気事業法案の運用をよりよくやるべきであらうと思ひます。

なお一言、通産大臣もおられますので、つけ加えておきますけれども、この法案を今後運用する過程において、電気労働者のいわゆる労働過重になることは、これは何としても排除しなければならぬ、こういうことを私は十分つけ加え、正常な労働関係を生むべく、そして一般大衆に奉仕でき得る電気事業の健全な運営のために政府も努力していただきたいことを心からお願ひいたします、簡単でございますが賛成討論といたします。

○委員長(前田久吉君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記を始めてください。

○鈴木一弘君 私は公明会を代表して、電気事業法案に賛成をいたすものであります。

ただ、この法の運用にあたっては、あくまでも使用者の利益、中小企業家に対する利益というものを十分に配慮されたいと思ひます。

○赤間文三君 私は自由民主党を代表して、この電気事業法案に対して賛成の意を表するものでございまして、

を持つまでに安定しておることはまことに御同慶の至りに存じます。現在の電気事業を規制している根本法規である「電気に関する臨時措置に関する法律」は、一たん失効した旧公益事業令等の規定を生かして復活するという形式的にも特異なものとなっておりますので、以前から新しい法律の制定が懸案となつておりましたのを、通産省に電気事業審議会を設けて、電気事業のあり方等、その根本問題について検討を加えた結果、その答申に基づいてこの法案が提案せられたもので、その内容も電気事業の実態に適合しておるものと私は考えております。特に広域運営方式を重視し、広域運営を強化する措置を講じており、さらに一般使用者の利益の保護を強調し、それに対する周波数、電圧等の維持についての考慮が払われており、新しい法律が使用者の利益を非常に保護し、電気事業の健全な発展に寄与されることは明らかであると存じます。

電力会社は公益事業特権の上にあらをかくことなく、常に企業の合理化を念頭に置き、私企業性のよさを十二分に發揮し、使用者の利益の保護をはかるよう十分留意して運営に当られませう、私は心から希望をいたしましたので、本法案に賛成するものでございします。

○委員長(前田久吉君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

す。電気事業法案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

○赤間文三君 私はこの際、自由民主党を代表いたしまして、電気事業法案に対する附帯決議案を提案いたします。

次に、案文を朗読いたします。

政府は本法の施行に当り、次の諸事項の実現に努力すべきである。

一、広域運営の推進に当つては、電力融通、電源開発等を実施するにとどまらず、資材共用、技術交流等についても強力に実施するよう指導すること。

二、電力料金の地域差をできるだけ縮小することとし、特に電灯その他小口電力料金については、全国一本化を図るよう努力し、未点灯部落の解消を期すること。

三、発電送配電の施設設置に伴なう補償、特に公共補償の適正かつ迅速なる解決を図るため適切強力なる措置を講ずること。

四、電気事業における争議行為の法的規制についてはこれが廃止の方向にむかつて速やかに検討を加えること。

五、水力電源の開発が広汎多様な意識を有することに鑑み、積極的に関連事業との連繫結合を図り、これが開発を計画的総合的に推進すること。

六、水力電源の開発に当り、発電コストの軽減を図るため、電気事業者に対し長期低利な国家資金の融資等財政上の諸施策を講じ、尚サービスの強化、コストの軽減等消費者に対する考慮を払い、苟も公営復元等に名を藉り不当な支出を行なわしめないこと。

尚旧公営電気事業の復元問題にからむ経済協力については、自治体並に電力会社間に於て従前通り話合に依り早急に解決を図ること。

右決議する。

のでありますから、説明を略させていただきますが、各位の御賛成をお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) ただいまの趣旨説明に対して、御発言のおありの方は順次御発言をお願いします。——別に御発言もなければ、本附帯決議案の採決を行ないます。

赤間君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 全会一致と認めます。よって、赤間君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、ただいまの決議に対し、福田通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。福田通産大臣。

○国務大臣(福田一君) 電気事業法の審議にあたりましては、非常に短時日であるにもかかわらず、皆さまの御協力を得て、本日この段階において可決していただいたことについて、ここに厚くお礼を申し上げます。

なお、ただいま議決をいただきました附帯決議につきましては、政府として十分その趣旨をくみ取って、善処をいたしてまいりたいと考えます。

ありがとうございます。

○委員長(前田久吉君) 次に、私から、総合エネルギー政策に関する決議案を提案いたします。

本決議案を議題といたします。案文を朗読いたします。

総合エネルギー政策に関する決議(案)

開放経済体制に対応して、わが国のエネルギー政策に抜本的検討を加え、エネルギー源の総合的調整をはかる必要にせまられている。

よって、政府は、すみやかに総合エネルギー調査会を設置するため、所要の措置を講ずべきである。

さらに、新たな事態に直面している石炭鉱業並びに産炭地域の窮状にかんがみ、特別調査団を派遣し、積極的対策を推進すべきである。

右決議する。

ただいまの決議案に対して、御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御発言もなければ、本決議案の採決を行ないます。

総合エネルギー政策に関する決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(前田久吉君) 全会一致と認めます。よって本決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、福田通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田通産大臣。

○国務大臣(福田一君) ただいま御決議をいただきました総合エネルギー政策に関する決議につきましては、御趣旨を体して善処したいと考えております。

○委員長(前田久吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記を始め

て。暫時休憩いたします。

午後零時十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十九年六月二十七日印刷

昭和三十九年六月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局